

## 「ためまっぷ中央」を利用した情報発信にかかる留意事項

### (目的)

第1条 WEBサービス「ためまっぷ中央」の運用による情報発信を行うにあたり、神戸市中央区地域協働課（以下、「地域協働課」という。）と投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）の留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

### (投稿できる情報)

第2条 「ためまっぷ中央」に投稿できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 地域団体や任意団体等が実施するイベント、行事等に関する情報
  - (2) 福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ、子育てに関する中央区民向けのイベント、行事等に関する情報
  - (3) 地域協働課が実施する事業や神戸市関連施設が主催・後援するイベント等に関する情報
  - (4) 公益上の観点から地域協働課が必要と認めた情報
- 2 他の投稿者と投稿情報が重複した場合、また、投稿の内容が誤っていると判断した場合、地域協働課は投稿した情報を修正又は削除することができる。

### (投稿の基準)

第3条 投稿する情報（画像を含む）は、以下の項目に該当する場合、地域協働課は投稿を削除することができる。

- (1) 責任の所在が不明な情報
- (2) 地域協働課が投稿者を支持、又はそのサービスなどを推薦、或いは保証しているかのような表現を含む情報
- (3) 公序良俗に反し、社会秩序を乱すような表現あるいはコンテンツを含む情報
- (4) 人権侵害・差別・名誉毀損・プライバシーの侵害・信用毀損・業務妨害となる恐れのある情報
- (5) 氏名・写真・談話・商標・著作権などを無断で使用した情報
- (6) 詐欺的なもの、いわゆる不良商法とみなされる情報
- (7) 自動的にウィンドウが多数開くなど閲覧者が不快と思われるサイトのリンク情報
- (8) 「ためまっぷ中央」の信頼を害すサイトのリンク情報
- (9) 法令に違反し、又はその疑いがある情報
- (10) 政治性のあるもの又は選挙に関する情報
- (11) 宗教性のあるもの又は迷信もしくは非科学的なものに関する情報

- (12) 他人を誹謗し、中傷し、又は排除する情報
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団に関する情報
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない情報
- (15) 個人・団体の意見広告及び名刺広告等の情報
- (16) 社会問題についての主義主張や係争中に関する情報
- (17) 国内世論が大きく分かれている情報
- (18) その他、地域協働課が投稿内容に不適切と判断する情報

(投稿用アカウントの取得)

第4条 「ためまっぷ中央」に投稿しようとする者は、「ためまっぷ中央」投稿用アカウント取得申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を地域協働課に提出し、投稿用アカウントを取得するものとする。

(投稿用アカウントの発行)

第5条 前条の申請書提出時に、地域協働課はこれを審査し、投稿用アカウントの発行を決定する。

(投稿用アカウントの管理)

第6条 投稿者は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適正に管理すること。

- 2 1つの投稿用アカウントを複数人で利用する場合は、その旨を地域協働課に報告し、許可を得ること。
- 3 投稿用のアカウントの乗っ取り、成りすましが発生した場合には地域協働課にすみやかに報告すること。

(投稿の方法)

第7条 投稿用アカウントを取得した投稿者は「ためまっぷ中央」に投稿することができる。

(個人情報の保護)

第8条 地域協働課は投稿用アカウント発行に伴う以下の投稿者の登録情報及び投稿内容情報を個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)等の規定に基づき、適正に管理することとし、投稿用アカウント取得者はこれに同意するものとする。

(1) 投稿者の登録情報(投稿用アカウント取得申請書より収集する)

- ア 申請者の氏名(投稿者に連絡を取る際に利用)
- イ 団体名
- ウ 投稿責任者
- エ アカウント名
- オ アカウント登録メールアドレス

カ パスワード

キ 配信内容

ク 投稿開始予定日

ケ 運用体制

(2) 投稿情報

ア 投稿内容

「ためまっぷ中央」経由で収集

イ 位置情報

「ためまっぷ中央」経由で収集（投稿者が地図を利用して手動で入力）

ウ 写真（投稿内容の把握に利用）

「ためまっぷ中央」経由で収集（投稿者が手動で添付）

エ アカウント名（投稿内容の把握に利用）

「ためまっぷ中央」経由で収集（ログイン情報から自動利用）

2 地域協働課は、申請書に記載された情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供することとし、申請者及び投稿者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は地域協働課より提供された申請書に記載された情報を適正に管理する。

ア アカウント名（ためま株式会社からのサービス提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問い合わせへの対応に利用）

イ アカウント登録メールアドレス（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問い合わせへの対応に利用）

ウ パスワード（正当な投稿者かどうかを判断するために利用）

（サービス提供の終了）

第9条 地域協働課の都合により、「ためまっぷ中央」の継続的な提供が困難と判断された場合、地域協働課はサービスの提供を終了することができる。

2 地域協働課は前項によりサービスの提供を終了する時には、事前に投稿者に通知するものとする。